給付金額等の減額に関する約款の改定について

【改定の対象となる特約条項および改定箇所】

特約条項	改定箇所	掲載ページ
がん手術特約条項	第 17 条(手術給付金額の減額)	P. 2
がん入院特約条項	第 17 条 (入院給付金日額の減額)	P. 3

具体的な約款の改定内容は次ページ以降に掲載していますので、ご参照ください。

給付金額等の減額に関する約款の改定について

【約款の改定内容】(がん手術特約条項の場合)

改定後	現行
(中 略)	(中 略)
第17条 (手術給付金額の減額) (1) 保険契約者は、手術給付金額を減額することができます。ただし、減額後の手 術給付金額は、当会社の定める範囲内であることを必要とします。	第17条 (手術給付金額の減額) (1) 保険契約者は、手術給付金額を主契約の給付金額(注)と同じ割合で減額することができます。ただし、減額後の手術給付金額は、当会社の定める範囲内であることを必要とします。 (2) 主契約の給付金額(注)を減額した場合には、この特約の手術給付金額を同じ割合で減額します。
(<u>2</u>) 本条(1)の規定によって、この特約の手術給付金額が減額された場合には、減額分は、解約されたものとして取り扱います。	(3) 本条(1) <u>および(2)</u> の規定によって、この特約の手術給付金額が減額された場合には、減額分は、解約されたものとして取り扱います。
	(注) 主契約ががん治療支援保険契約またはがん治療支援保険NEO (無解約返戻 金型) 契約である場合は、診断給付金額および入院給付金日額をいいます。
(後略)	(後 略)

給付金額等の減額に関する約款の改定について

【約款の改定内容】(がん入院特約条項の場合)

改定後	現行
(中 略)	(中 略)
第17条(入院給付金日額の減額) (1) 保険契約者は、入院給付金日額を減額することができます。ただし、減額後の 入院給付金日額は、当会社の定める範囲内であることを必要とします。	第17条 (入院給付金日額の減額) (1) 保険契約者は、入院給付金日額を主契約の診断給付金額と同じ割合で減額することができます。ただし、減額後の入院給付金日額は、当会社の定める範囲内であることを必要とします。 (2) 主契約の診断給付金額を減額した場合には、この特約の入院給付金日額を同じ
(<u>2</u>) 本条(1)の規定によって、この特約の入院給付金日額が減額された場合には、 減額分は、解約されたものとして取り扱います。	割合で減額します。 (3) 本条(1) <u>および(2)</u> の規定によって、この特約の入院給付金日額が減額された場合には、減額分は、解約されたものとして取り扱います。
(後 略)	(後略)